

「こころとからだの健康づくり講演会」を開催します

日 時 ● 11月30日(水) 午前10時～正午
会 場 ● 美郷総合体育館リリオス
演 題 ● 「元気な人には訳がある
～心と体のセルフメンテナンス～」
講 師 ● セルフアドヴァンス協会
代表理事 水科江利子 氏

参加料 ● 無料

申込方法 ● 電話で下記へお申し込みください。

申込・問 美郷町保健センター ☎0187(84)4900

検察審査会からのお知らせ

交通事故、詐欺などの被害にあったのに、検察官がその事件を裁判にかけてくれない。そのような人のために、有権者の中からくじで選ばれた「検察審査員」が検察官の処分の善しあしについて審査する国の機関が「検察審査会」です。

平成29年度の検察審査員候補者に選ばれた方には、11月下旬ころに通知書が届きます。この候補者は、同時期に通知される予定の「裁判員候補者」とは異なりますので、ご注意ください。

問 大曲検察審査会事務局 ☎0187(63)2033

労働トラブルでお困りではありませんか

解雇・雇止め、いじめ・嫌がらせ、職場環境の悪化など働く人と勤め先との間で起きた労働関係のトラブル解決を専門家がお手伝いします。利用は無料で、秘密も守られます。

問 秋田県労働委員会事務局 ☎018(860)3284

11月30日(水)は個人事業税の納期限です

お近くの金融機関で忘れずに納付してください。また、口座振替をしている方は、預金残高の確認をお願いします。ゆうちょ銀行以外の県内の金融機関では口座振替納税が可能ですので、ぜひご利用ください。

問 秋田県総合県税事務所収納管理課 ☎018(860)3331

地域づくり活動を表彰します

「元気なふるさと秋田づくり」顕彰事業

秋田県仙北地域振興局は、地域固有のさまざまな課題の解決に向けて自立的・主体的に活動し、他の模範となっている団体・個人を募集・選考し、表彰します。

表 彰 対 象	大仙市、仙北市、美郷町にある団体・個人で次の要件を満たすもの
	①地域において、地域のための活動に継続的に取り組んでいること
	②その活動が、今後も地域で広がることが見込まれるとともに、他の模範となっていること

応募方法 ● 表彰を受けようとする団体・個人(他薦も可)は、推薦調書を下記へ提出してください。

応募期限 ● 12月22日(木)

申込・問 秋田県仙北地域振興局 地域企画課
企画・観光振興班 ☎0187(63)5114

平成29年度 新規に入園を希望される皆さまへ 認定こども園 入園手続きの説明会を開催します

平成29年4月から町内の認定こども園に入園を希望する児童の保護者を対象に、入園手続きの説明会を開催します。産休・育休明けで年度途中からの入園を希望される方も、スムーズな入園のためにぜひご参加ください。

対象地区	日 時	会 場
千 畑	12月12日(月) 午後1時30分～	千畑なかよし園
六 郷	12月19日(月) 午後1時30分～	六郷わくわく園
仙 南	12月16日(金) 午後1時30分～	仙南すこやか園

「平成29年度入園申込み第1次締切」は、平成29年1月21日(土)となります。詳しくは、広報美郷12月号でお知らせします。

申込・問 町教育委員会教育総務課 幼児総務班

☎0187(84)4914

秋田県信用保証協会・秋田県主催

「中小企業連携講演会2016」を開催します

日 時 ● 11月28日(月)
講演会：午後2時45分～午後5時
交流会：午後5時10分～
会 場 ● 秋田ビューホテル
演 題 ● 「ものづくりにおわりはない ～ザ・町工場
主婦から社長になった2代目の10年戦争～」
講 師 ● ダイヤ精機株式会社

代表取締役社長 諏訪貴子 氏

参加料 ● 無料(交流会参加の場合3,000円)

定 員 ● 150名 ※定員に達した時点で締め切ります。

申込方法 ● FAXまたはメールでお申し込みください。

申込期限 ● 11月18日(金)

申込・問 秋田県信用保証協会 ☎018(863)9011

FAX018(863)9188

Mail kikaku@cgk-akita.or.jp

URL <http://www.cgk-akita.or.jp>

～働く人も企業の担当者もお気軽にご相談ください～ 「ハラスメント対応特別相談窓口」をご利用ください

秋田労働局雇用環境・均等室では、職場のハラスメント(マタニティハラスメント、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント等)に関する相談に対応するため、専用ダイヤルによる「特別相談窓口」を開設します。

開設期間 ● 11月30日(水)まで

受付時間 ● 午前8時30分～午後5時15分

※土・日・祝日を除く

利用方法 ● 下記専用ダイヤルへ電話または窓口へ来庁し相談してください。

※平成29年1月1日から、上司・同僚からの「妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント」を防止する措置が事業主に義務付けられます。

問 秋田労働局 雇用環境・均等室 ☎018(883)4254